

伊総発第216号  
平成22年3月19日

伊勢崎市情報公開審査会  
会長 吉田 京子 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆  
(総務部総務課情報公開係)

情報公開手数料の免除基準について（諮問）

このことについて、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）第20条第2項の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

伊勢崎市情報公開条例の一部改正により、特定の行政情報を公開する場合に限り情報公開手数料を徴収し、一定の条件に該当する場合には当該手数料を免除することとしましたが、公開請求権を制限することのないよう当該手数料の免除基準を定めるに当たり、その考え方について意見を求めるもの

2 資料

別紙のとおり

## 情報公開手数料の免除基準について

### 1 許可等の当事者からの公開請求であるとき。

### 2 許可等の利害関係人からの公開請求であるとき。

実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は直接影響を受けるおそれがあると認められる個人、法人その他の団体からの当該処分又は事業に係る行政情報の公開請求であると認められる場合は、公開請求の対象となる行政情報の根拠法令等の目的、趣旨等を勘案して、情報公開手数料を免除するものである。

### 3 公益上の理由による公開請求であるとき。

#### (1) 人の生命、身体、健康、財産及び消費生活の保護、環境の保全その他公共の福祉のために行われる公開請求である場合

行政情報の公開請求が請求者個人の利害を離れ、公益的な目的で行うものについては、いわば市民全体が利益を享受するものであることから、情報公開手数料を免除するものである。

具体的には、自己又は特定の者の個人的な権利利益を離れ、市民生活の安全確保又は市民全般の公共の利益を確保するためになされる次のような公開請求が該当する。

ア 人の生命、身体及び健康の保護のためになされる公開請求

イ 人の財産及び消費生活の保護のためになされる公開請求

ウ 環境保全のためになされる公開請求

エ 市の予算執行及び財産の管理等について、その適正な事務執行の確保のためになされる公開請求

#### (2) 国又は地方公共団体からの公開請求である場合

国又は地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）の公開請求については、公共の利益又は行政執行上の必要からなされるものであることから、情報公開手数料を免除するものである。

#### (3) 公共的性格を有する法人その他の団体からの公開請求である場合

次に掲げる法人等からの公開請求であって、当該法人等が本来の活動を行うために必要と認められる公開請求である場合は、情報公開手数料を免除するものである。

ア 独立行政法人等、地方独立行政法人

イ 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

ウ 地方公共団体以外の公共団体（土地改良区、土地区画整理組合、国民健康保健組合、農業共済組合等）

- エ 公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいう。）
- オ 公益法人等（法人税法第2条第6号に規定する公益法人等をいう。）
- カ 時事の報道を目的とする新聞を発行する新聞業者、一般放送事業者及びこれらの事業者にニュース、写真等を提供する事業者で法人格を有する者
- キ 学校教育法（昭和22年法律第2号）第1条に規定する学校

**4 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者からの公開請求であるとき。**

## ○改正後の伊勢崎市情報公開条例

(費用の負担)

第16条 公開請求に係る手数料は、無料とする。ただし、法令等に基づき、実施機関が行う許可、認可、確認その他これに類する行為又は実施機関に対して行う届出等に関して保管し、又は調製する行政情報のうち、規則で定めるもの（以下この条において「許可等」という。）について、その全部又は一部を公開する場合は、手数料を徴収するものとする。

2 前項ただし書の規定により徴収する手数料の額は、1件につき300円とし、請求者から公開の際に徴収する。この場合の件数の計算については、許可等の申請又は届出等ごとに1件とし、これによることが適当でない場合は、規則で定めるところによる。

**3 市長及び水道事業の管理者は、許可等に係る公開請求が次の各号のいずれかに該当するときは、請求者の申請により、前項に定める手数料を免除することができる。**

**(1) 許可等の当事者からの公開請求であるとき。**

**(2) 許可等の利害関係人からの公開請求であるとき。**

**(3) 公益上の理由による公開請求であるとき。**

**(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者からの公開請求であるとき。**

4 既に納入した手数料は、還付しない。ただし、市長及び水道事業の管理者は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 公開請求により行政情報の写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。第2項の規定により手数料を納入する場合も同様とする。

6 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。